

令和 7 年度情報発信力強化支援業務
公 募 要 領

沖縄県では、以下の事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 事業名

令和 7 年度情報発信力強化支援業務

2 事業の目的

県民生活に深く関わる「県政」について、県民の「理解」と「参画」、県外・国外在住者の「興味・関心」を得るためには、本県の取組を、多角的視点でタイムリーかつスピーディーに、分かりやすく発信することが重要である。

知事や副知事の活動を通じて見えてくる県政の主要な取組を、SNS や YouTube 等を活用して効率的・効果的に情報発信するため、その手法や運用およびコンテンツ制作について外部からの評価及び支援を得ることを目的に業務委託を行う。

3 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 企画提案の内容

「令和 7 年度情報発信力強化支援業務」業務仕様書（案）のとおり。

5 公募期間

令和 7 年 5 月 15 日（木）から 5 月 30 日（金）17 時まで（必着）

6 提案上限額

6, 8 7 7 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

7 応募資格

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (3) 自己または自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各

号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不利な利益をはかる目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 所得税または法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(7) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。

(8) 労働関係法令を遵守していること。

(9) 沖縄県内に本店または支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。

(10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。

(11) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。

(12) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。

ウ すべての構成員が上記の応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(9)から(11)までの要件を満たすこと。

エ 共同企業体の構成員は、当該業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

8 応募の手続き（スケジュール）

(1) 質問受付締切日 : 令和7年5月21日（水）17時

(2) 提案書等提出締切 : 令和7年5月30日（金）17時

(3) プレゼンテーション審査 : 令和7年6月9日（月）予定

(4) 最終審査結果通知 : 令和7年6月中旬予定

※上記スケジュールは業務の都合等により変更が生じる場合がある。

※質問に対する回答は特命推進課ホームページに掲載する。

※プレゼンテーション審査を行う応募者へは、特命推進課から6月4日（水）に時間と場所を連絡します。

9 応募手続き

(1) 質問の受付

仕様書等に関する質問は、別添1「質問書」様式により、電子メールで以下のとおり提出すること。

ア 受付期間：令和7年5月21日（水）17時まで

イ 提出先：沖縄県知事公室特命推進課 E-mail：aa071609@pref.okinawa.lg.jp

ウ 質問への回答：当該業務の公募ページ（沖縄県 HP）に掲載
＜公募ページ＞

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025064/1032417/1034721.html>

(2) 提案書等の提出

企画提案にあたっては、以下により書類を作成し、沖縄県知事公室特命推進課まで提出すること。

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時必着

イ 提出先：沖縄県知事公室特命推進課

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階

※応募書類は、持参または郵送により提出してください。

ウ 提出書類

別添 2「提出書類に関する留意事項」を確認のうえ、下記書類を提出すること。

①企画提案応募申請書【様式 1】

②会社概要【様式 2】

③公的機関との同種の契約実績【様式 3】

④アドバイザーの経歴書

⑤企画提案書

⑥委託業務見積書

⑦誓約書【様式 4】

10 企画提案の審査

(1) 審査の方法

ア 沖縄県知事公室内に設置する企画提案審査委員会において、提出された書類をもとにプレゼンテーション審査を行い、委託事業者を選定する。ただし、応募者多数の場合は、特命推進課において書類審査を行い、選定された者のみを対象にプレゼンテーション審査を行う。

なお、審査は提出期限までに提出された書類をもとに行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

イ 審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

ウ 審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

エ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な審査項目

ア 事業の趣旨・目的に沿った提案となっているか。

イ 業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

ウ 沖縄県の情報発信に対する現状及び課題を分析し、その改善策を検討するために具体的で実現可能性が高い手法が提案されているか。

エ 予算の範囲内において適切に経費が見積もられているか。

11 その他留意事項

(1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 1 事業者につき企画提案は 1 件とする。

(3) 書類作成及び面接出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

(4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。

- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

第 101 条第 2 項各号（抜粋）

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に審査・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (7) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (8) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (9) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (10) その他、公募に係る詳細は、業務仕様書（案）による。

【問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階

沖縄県知事公室特命推進課（担当：宮城）

電話番号：TEL:098-943-8199 E-mail：aa071609@pref.okinawa.lg.jp